

1 **【刑事訴訟法】**

2
3 次の【事例】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

4
5 **【事例】**

6 1 司法警察員Pは、令和4年7月1日にH県内の飲食店で甲が同店店員の顔面を殴打した（以下
7 「本件暴行」という。）という事件を捜査し、甲を逮捕することなく、H地方検察庁検察官Qに同
8 事件を送致した。しかし、甲は、まもなく所在不明となった。

9 2 その後、同年8月20日、H県内で、V方に何者かが侵入し、Vの顔面を多数回殴打してその
10 両手両足をひもでしばるなどの暴行を加え、V所有の高級腕時計を奪い、その際、Vに障害を負
11 わせた（以下「本件住居侵入・強盗致傷」という。）という事件が発生した。そして、Vの供述等
12 から、実行犯は1人であることが想定された。Pは、同事件が発生した直後、実行犯とは容ぼう
13 が異なる甲が同腕時計を中古品買取店に売却した事実を把握し、甲が同事件の実行犯と共犯関係
14 にあるとの嫌疑を抱いた。なお、捜査の過程で、甲の所在は判明したが、実行犯の氏名や住居等
15 は判明しなかった。

16 そこで、Pは、同年9月7日、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の逮捕状を請求し、その発
17 付を受け、甲を通常逮捕し、同月9日、Qに送致した。Qは、同日、①H地方裁判所裁判官に対し、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の勾留を請求した。

18
19 3 甲は、逮捕・勾留中、一貫して黙秘した。Pは、その間、甲の所持する携帯電話機や甲方
20 から押収したパソコン等の解析、甲と交友関係にある者の取調べ、V方周辺の防犯カメラに映っ
21 ていた不審者に関する更なる聞き込みなどの捜査をしたが、実行犯の氏名及び所在も前記腕時計
22 が甲に渡った状況等も判明しなかった。

23 そのため、Qは、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲について公判請求するのは困難であると
24 考え、勾留延長期間が満了する同月28日、甲を釈放した。

25 4 乙は、同年10月6日、別事件で逮捕され、その後の取調べにおいて、Pに対し、本件住
26 居侵入・強盗致傷について、V方に侵入して金品を強取することを甲と相談し、乙が実行し、甲
27 が換金する旨の役割分担をして犯行に及んだことを供述した。

28 そして、Pが乙を逮捕した際に押収した乙の携帯電話機を解析したところ、本件住居侵入・強
29 盗致傷について、甲との共謀を裏付けるメッセージのやりとりが記録されていることが分かった。

30 そのため、Pは、甲に対する嫌疑が高まったと考えて、同月19日、本件住居侵入・強盗致傷
31 の事実につき、改めて逮捕状を請求し、その発付を受け、甲を通常逮捕した上、同月21日、Q
32 に送致した。そして、Qは、同日、②H地方裁判所裁判官に対し、本件住居侵入・強盗致傷の事
33 実で甲の勾留を請求した。

34
35 **【設問1】**

36 下線部①につき、仮に検察官が本件住居侵入・強盗致傷の事実と本件暴行の事実を付加して甲の
37 勾留を請求した場合、裁判官は甲を本件住居侵入・強盗致傷の事実及び本件暴行の事実で勾留する
38 ことができるかについて論じなさい。ただし、各事実につき、勾留の理由及び必要性はあるもの
39 とする。

40
41 **【設問2】**

42 下線部②につき、裁判官は甲を勾留することができるかについて論じなさい。